

# マイナンバー制度の施行に伴う 事業者の留意事項

## 一・本日の相談

夏真っ盛りの八月のある日、公平がいつものように執務に就いていると、企画部門の担当者が相談に訪れた。来年から始まるマイナンバー制度についてレクチャーして欲しいとのことである。

**担当** 今度、マイナンバー制度というものが始まるようですが、何か我が社にも関係してくるのですか。

**公平** はい、マイナンバーは社会保障関係の手続に使われる関係で、従業員を雇用する事業者はマイナンバーを取得することになるので、我が社でも対応が必要ですね。担当 なんだか責任重大ですね。どんな制度になるのでしょうか。

## 二・マイナンバー制度の概要

**公平** それでは、まずマイナンバー制度の概要からお話ししましょう。根拠法の正式名は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいますが、平成二十七年一〇月五日から施行され、平成二十八年一月から利用が開始されるこ

とになっています。

**担当** そもそもマイナンバーとは何ですか。

**公平** 正式には「個人番号」といいますが、住民票を有する全ての人に一人一つ二桁の番号が与えられます（番号法二条五項、七条）。そのため、来年一月からの利用開始に備えて、この一〇月には市区町村から個人番号の通知カードが送られることになっています。  
**担当** この通知カードで、住民は自分の個人番号を知らされるのですか。個人番号はどの様に利用されるのでしょうか。

**公平** はい、個人番号の利用は厳格に番号法で規定されており、①社会保障（年金、雇用保険、医療保険、福祉）、②税、③災害対策に関する行政手続にしか使えないことと

されています。

**担当** この個人番号は、身分証明書としても使われるのでしょうか。

**公平** はい、通知カードそのものは身分証明書とはならないため、本人の希望により「個人番号カード」の交付を無料で受けることが出来ます。そのため、一〇月の通知の際には、①通知カードの他に、②個人番号カードの申請書と返信用封筒、③説明書と一緒に送られることになっています。

## 三・マイナンバー制度の安全性について

**担当** 個人番号は、税金や年金など、おおよそお金に関わる個人情報全てが紐付けされ、電子データとして管理されることになるわけですね。なんだか、不正利用されたら辛くなる式に全ての情報が漏洩してしまいうるのでは怖いですね。

**公平** 確かに、行政の効率化が図れる反面、不正利用のリスクは大きくなるため、制度面及びシステム面での対策はとられています。

**担当** 具体的にはどういうことですか。

**公平** まず、制度面では、法律に定めがある場合を除いて個人番号を収集・保管することが禁じられています。また、なりすまし防止のため、個人番号の収集には本人確認が義務づけられる上、個人番号が適切に管理されているかを、特定個人情報保護委員会という国の機関が監視・監督することとされています。また、番号法では個人情報保護法などに比べて罰則を強化しています。

次に、システム面では、個人情報



## （第11回） 法務部員 公平太郎の 法務相談室

さとう あつし  
東京佐藤法律事務所 弁護士 佐藤 篤志  
1999年慶應義塾大学法学部卒業。2004年弁護士登録。国内自動車メーカー、法律事務所、信託銀行などを経て、2010年東京佐藤法律事務所開設。専門は金融法務を中心とした企業法務の他、契約締結交渉や契約書の作成、コンプライアンス、株主総会、労働問題などの一般会社法務に加え、行政規制、事業承継、M&A、倒産、税務問題など企業経営に伴う法律問題全般。

に基づいて収集・利用や適切な管理等について規制を受けることとなります。

**担当** それは、結構大変そうですね。具体的に何をしたら良いのか見当もつきません。

**公平** はい、そのため特定個人情報保護委員会がガイドラインを定めていますので、各事業者はこれを参考に自社での対応を行うことになるでしょう。  
**担当** 例えば、どんなことが求められるのでしょうか。

**公平** まず、個人番号の取得に際しては、先ほど述べたように利用目的の明示と厳格な本人確認が求められます。本人確認としては、個人番号の確認に加えて、運転免許証やパスポートによる身元（実在）の確認が必要です。しかし、相手が個人番号カードを所持していれば、これで本人確認もできるので、これからは個人カードの所持を想定した実務対応もしていかなければなりません。

次に、個人番号の利用の場面では、平成二十八年一月一日以降に提出する雇用保険や

健康保険・厚生年金保険の手続書類には個人番号を記載することが求められます。したがって、そのための手続書類の様式も変わってくるので、個人番号の記載が必要な手続では、書類の様式にも注意が必要ですね。

**担当** 利用についてはイメージできましたが、取得した個人番号の管理にも注意する必要がありますね。

**公平** たしかに、個人番号は重要な情報なので取り扱う担当者の教育や、保管やデータの管理など安全管理措置が求められます。また、必要な場合以外は保持してはいけませんので、例えば従業員が辞めた場合にはできるだけ速やかに廃棄・削除しなければなりません。

**担当** なるほど、分かりました。早速、当社でもガイドラインを参照しながら対応の準備をすることにします。

## 五・まとめ

今回は、目前に迫ったマイナンバー制度を取り上げました。マイナンバーは、基本的には、社会保障と税のための制度ですので、従業員を雇用していれば、おおよそ全ての事業に関係してきます。したがって、社会的な影響は大きい制度改革になります。諸手続の際には、税務署や年金事務所などの関係機関に問い合わせるなどして手続に遺漏の無い様留意する必要があります。また、罰則が重いので、誤った取得や利用を行わない様に留意する事が肝要でしょう。 以上

## 四・事業者の留意事項

**担当** ところで、そうすると事業者としてはどのような関わりが出てくるのでしょうか。

**公平** はい、事業者は社会保障や税の関係で自社の従業員の個人番号を取得することになります。また、外部の講師に講演を依頼した場合などの報酬の支払調書作成にも個人番号の取得が必要となります。そのため、個人番号取扱事業者として、番号法